投光器 学習版

国 労 東 海 貨 物 協 議 会 2012 年 9 月 10 日 No.17 発行責任者 鈴木 和巳

今回は「改正高年齢者雇用安定法」について

青年労働者はピンとこないでしょうが将来の生活設計において重要ですよ!



過日、定年後も希望者全員の雇用を65歳まで確保するよう義務付ける「改正高年齢者雇用安定法」が成立しました。我社はというと既に希望する社員は定年退職後、年金満額受給時まで嘱託社員として雇用されるようになっていますが、来年の4月以降は希望者全てが65歳まで働くことができるようになります。この法律ができた背景には、来年度以降60歳を迎える方は無年金期間ができてしまうことが大きな理由と言えます。

では、来年度以降、嘱託社員になられる方々の賃金はどうなるのでしょう?

今年度までに嘱託社員になっている方々は、愛知県16万円、静岡県13万円(この差は大きな問題です)となっていますが、この賃金は年金の比例報酬部分を60歳から受給する方々を想定した金額であり、年金の受給は今後順次61歳、62歳、63歳・・と引

き上がり、昭和36年4月2日以降誕生している方は65歳からとなります。

来年度、嘱託社員になられる方々は2階部分の年金支給は61歳からとなり、そのため1年間は比例報酬部分相当額の上積みがなければなりません。現在のところそれを担保する条件は会社から提案されていません。(噂では一律に数万円の上乗せと言われています)

以前は55歳以降の賃金ダウンの改善も合わせて「新しい人事・賃金制度」の導入を目論んでいた貨物会社ですが、このところトーンダウンしている感じです。

| 年金の形態 | | |
|-------|---------------|--|
| 2階部分 | 厚生年金 (比例報酬部分) | |
| 1 階部分 | 国民年金(65歳から支給) | |
| | | |

2階部分の受給年齢

| s 28.4.1 以前生まれ | 60歳 |
|------------------------|-------|
| s 28. 4. 2∼ s 30. 4. 1 | 61歳 |
| s 30. 4. 2∼ s 32. 4. 1 | 6 2歳 |
| s 32. 4. 2~ s 34. 4. 1 | 63歳 |
| s 34. 4. 2~ s 36. 4. 1 | 6 4 歳 |
| s 36.4.2 以降生まれ | 65歳 |

老後の生活にはいったいいくらかかるのか?

夫婦二人の老後の生活には月30万円前後が必要と言われています。 もちろん生活レベルや借金の有る無しなど様々な要素はありますが、最 近では「老後の生活に備えて1億円貯めよう」などの話題もあります。

夫婦で厚生年金に加入していても私たち貨物労働者にとっては厳し い現実となりそうですね!



青年労働者の皆さん、労働条件の改善に力を入れないと大変なことになりますよ~!